

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年5月21日

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 志知 雄一

### 記

#### 1 業務概要

- (1) 入札番号 1号
- (2) 業務名 中塩原森林事務所庁舎新築工事監理業務
- (3) 業務場所 栃木県那須塩原市中塩原字マギノ4-16の一部
- (4) 業務内容 事務所庁舎の新築工事（木造平屋建：床面積55.28㎡）  
詳細は入札説明書、別冊図面及び内訳書のとおり
- (5) 履行期限 契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで
- (6) 本業務の入札は、電子入札システムにより行う。  
なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

#### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本店又は支店若しくは営業所が、関東森林管理局内の区市町村に所在すること。
- (3) 令和5・6年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る建築士事務所B等級又はC等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種業務を完了した実績を有すること（共同事業体（「建設コンサルタント等業務に

おける共同設計方式の取扱いについて」(平成11年5月24日付け11林野管第84号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

また、設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

#### 同種業務：木造建築物の設計図書作成業務又は監理業務

- (6) 本業務の実施にあたり、次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
- ① 一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者で、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
  - ② 平成21年度以降に(5)に掲げる業務において、管理技術者又は担当技術者の経験を有する者であること。
- (7) 配置を予定する管理技術者は、申請者と直接的な雇用関係がある者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止要領について」(平成26年12月14日付け26林政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 競争参加資格の確認等

#### (1) 申請書等の提出

本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 申請書等の提出期間、提出場所及び方法

##### ① 提出期間

令和6年5月22日(水曜日)から令和6年6月4日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の9時から16時まで(12時から13時までを除く。)

##### ② 提出場所

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 企画官 電話：027-210-1149

##### ③ 提出方法

提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。

ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②の示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。

- (3) 上記（2）に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町 4-16-25

関東森林管理局 総務企画部 経理課 電話：027-210-1149

##### (2) 入札説明書等の交付

###### ① 交付期間

令和6年5月21日（火曜日）から令和6年6月20日（木曜日）まで

###### ② 交付方法

関東森林管理局ホームページに掲載している入札公告からダウンロードできる。

###### ③ 交付場所

上記3（2）②と同じ場所。

##### (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参又は郵送することができる。

###### ① 電子入札システムによる入札の締切は、令和6年6月25日（火曜日）11時00分。

なお、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和6年6月21日（金曜日）9時00分からとする。

###### ② 紙入札により入札する場合は、令和6年6月25日（火曜日）10時55分までに関東森林管理局2階会議室へ入札書を持参すること。

###### ④ 開札は、令和6年6月25日（火曜日）11時00分に関東森林管理局2階会議室において行う。

###### ⑤ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

#### 5 その他

##### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金：免除

契約保証金：契約金額の10分の1

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金保証

事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。

なお、積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。

③ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記 2 に掲げる資格がない場合には、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は、競争参加資格の確認された者の中で、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (2) ②に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (3) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本案件は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月林野庁）による。

(10) 資料等の内容のヒアリング

資料等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三

者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

（12）詳細は入札説明書による。

（13）本公告に記載のない事項については、関東森林管理局競争契約入札心得及び入札者注意書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

の「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。